

唐津市公告

第3次唐津市障がい者基本計画及び第8期からつ自立支援プラン（第8期唐津市障がい福祉計画・第4期唐津市障がい児福祉計画）策定業務に係るプロポーザル手続開始の公告について

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり公告する。

なお、公募に関し必要な事項は、別紙第3次唐津市障がい者基本計画及び第8期からつ自立支援プラン（第8期唐津市障がい福祉計画・第4期唐津市障がい児福祉計画）策定業務プロポーザル実施要領のとおりとする。

令和8年4月20日

唐津市長 峰 達 郎



1 業務概要

(1) 業務名

第3次唐津市障がい者基本計画及び第8期からつ自立支援プラン（第8期唐津市障がい福祉計画・第4期唐津市障がい児福祉計画）策定業務

(2) 業務の目的

本業務は、第3次唐津市障がい者基本計画及び第8期からつ自立支援プラン（第8期唐津市障がい福祉計画・第4期唐津市障がい児福祉計画）策定にあたり、アンケート調査等の調査を行うとともに、今後、国・県から示される制度改正や基本指針の内容並びに第3次唐津市総合計画（令和7年度～令和16年度）及び他の部門別計画との整合を図るものとする。

(3) 業務内容

- ア 基礎的資料の整理、現状及び課題分析
- イ アンケート調査及びヒアリング調査の実施、集計、分析等
- ウ 障害福祉を取り巻く現状と課題の把握・分析支援
- エ 障害福祉サービスの利用状況の整理・把握・見込量の算定、確保策の検討支援
- オ 計画策定及び概要版作成の支援

- カ 策定委員会の運営支援
- キ パブリックコメントの運営支援
- ク アンケート調査報告書
- ケ 計画書及び概要版の印刷・製本

(4) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(5) 履行場所

唐津市内

2 応募要件

(1) 参加資格

応募者は、次の要件を全て満たす企業とする。

- ア 令和8年度における唐津市建設工事等入札参加資格者名簿（役務・保守点検、警備・清掃業務等）に登載されている者であること
- イ 法人格を有していること
- ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札に参加させることができない事由等）に該当しない者であること
- エ 次の申立てがなされていない者であること
 - (ア) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て
 - (ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て
- オ 企画提案書の提出期限までの間、唐津市から指名停止等の措置を受けている者でないこと
- カ 国税（本店に係る法人税並びに消費税及び地方消費税）及び地方税（本店所在市町村の法人市町村民税）を滞納していないこと
- キ 個人情報等の機密情報の取扱いに係る法人内部の規定を整備し、その実質

的な運用が行われていること

ク 次に該当しない者であること

(ア) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ケ 九州管内（沖縄県を除く）に本店・支店又は営業所等を有していること

コ 過去10年間において、障害者基本計画策定業務、または障害福祉計画・障害児福祉計画策定業務及びそれらを策定するにあたってのニーズ調査に関する業務を自治体との間で元請けとして受託した実績があること

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する者は失格とする。

ア 参加資格の要件を満たさなくなった者

イ 企画提案書の提出から契約締結までの間に、唐津市から指名停止等の措置を受けた者

ウ 提出書類の提出方法、提出先及び提出期限が適合しない者

エ 提出書類の作成形式及び記載事項が本実施要領に示された要件に適合しない

い者

オ プレゼンテーション等に出席しなかった者

カ 見積書の金額が、提案限度額を超過した者

キ 提出書類やプレゼンテーション・ヒアリングの内容に虚偽の記載又は発言をした者

ク 提案書に署名又は押印のない者

ケ 誤字、脱字等により意思表示が不明確な者

コ 2以上の応募を行った者

サ その他本実施要領に関する要件に違反した者

シ 参加採否の働きかけを行う及び審査委員会の情報を引き出す目的で、応募者またはその関係者が直接又は間接的に本市職員等と接触をした者

ス その他不正な行為がある者

3 プロポーザルの審査方法

(1) 審査主体

プロポーザルの審査及び選考に当たっては、本市職員及び第三者からなる審査委員会において行う。

(2) 審査

企画提案書の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、得点順位により、最優秀者1者及び優秀者1者を選定する。

4 結果の通知

審査結果は、令和8年6月上旬に応募者に文書で通知する。

5 結果の公表

審査委員会における審査及び評価の結果については、企画提案書等の審査日から起算して原則5日以内（唐津市の休日を除く。）にホームページにより公表を行う。

6 応募及び参加の手続

(1) 提出先

〒847-0016 佐賀県唐津市東城内1番3号

唐津市 福祉こども部 障がい者支援課 庶務係

電話番号 0955-72-9150 (直通)

電子メール shougai-shien@city.karatsu.lg.jp

唐津市ホームページ <http://www.city.karatsu.lg.jp>

(2) 関係書類の取得方法

唐津市ホームページに掲載

(3) 提出期限

ア 参加資格審査に関する提出書類

令和8年4月30日(木)午後5時00分まで

イ 企画提案審査に関する提出書類

令和8年5月11日(月)午後5時00分まで

(4) 提出方法

事務局に持参又は郵送

(持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までとする。郵送する場合は、簡易書留とし、締切日必着とする。)

(5) 提出部数

ア 参加資格審査に関する提出書類 1部

イ 企画提案審査に関する提出書類 正本1部、副本10部

7 企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング審査予定日

令和8年5月20日(水)から5月22日(金)までの期間に、唐津市役所本庁舎内にて開催する(場所及び時間は別途通知)。